

ヨコハマ人・まち 第2号

まちの人がまちをつくる

都市計画局企画調査課では、パートナーシップのまちづくりを進めるため、まちづくりに関する情報誌をだすことになりました。この情報誌は、趣旨に賛同して集まった市民と企画調査課で作っています。具体的な地域のまちづくりの事例を中心に、活動支援制度、行政や企業のかかわり方などを紹介していきます。

老鶴の目指す地域活動

～福祉ボランティアグループ「鶴の恩返し」の巣立ちと羽ばたき～

鶴の恩返し 重岡 昭男

◇きっかけ…講座の終わりが飛立つチャンス

私達は名前が示すように…住んでいる鶴見に恩返しをしたいと思って活動しているボランティアグループです。潮田地域ケアプラザ(横浜市社会福祉協議会運営)で、地域啓発のために企画された「男性のための福祉講座」の最終日に、最も気持ちが高揚している講座の終わりがこそ好機と思い、講座だけでは終わらせないと…グループ結成を呼び掛けました。集まった四人で試行錯誤、プラザの男手の支援を目的として発足し、三年経ちました。現在の登録数は55名、72%が男性・60%は60歳以上の年寄りです。この老鶴でウイークデイ屋間の多様な活動を展開しております。

◇活動はこうして広がった…それだけでは終わらせないと精神

最初は他のグループが作る、高齢者のための昼食配達から始めました。5～6食を徒歩と自転車で、現在は車も交えて60食弱を広い地域に届けています。これを配達だけで終わらせず、「困っている事があればお手伝いしますよ」…とお手紙を入れ、おたすけまん活動に発展していきました。区の行う「障害者のリハビリ教室」送迎を手伝った事から、送迎活動の重要性を知り、日本財団からハンディキャブ車の助成を得て、鶴見区唯一の組織的外出支援活動に拡大してきました。また区が始めた「障害者ワープロ教室」に、送迎と講習補助のボランティア

Q. 地域ケアプラザって何？

A. 地域ケアプラザは、住み慣れた家で安心して生活を続けていくための支援をする、地域の拠点です。そのために次のような機能を持っています。

・日帰りで健康チェック、入浴、給食、レクリエーションなどを行う、デイサービス

・地域のボランティアの活動、交流の場

・福祉、保健などに関する相談・調整や情報の提供

現在、地域ケアプラザでは、身近な場で具体的な在宅サービスの相談や調整が行えることを目指し、各区1館に区役所の専門職員を派遣してプラザの職員とともに、一人一人のケアプラン作成などを行うモデル事業を始めました。こうしたことが、平成12年度から実施されることになった介護保険の中で重要な役割になると考えられます。(鴻田)

地域ケアプラザについてのお問い合わせは各区役所地域福祉課地域福祉係、または福祉局高齢福祉推進課(TEL. 671-2388)へ

Q. 「社会福祉協議会-社協(しゃきょう)ってなあに？」

A. 社会福祉協議会は、民間の立場で、地域の福祉を推進していくために1951年に法律に規定され誕生した地域住民、福祉関係者、行政による協議会組織です。

福祉活動母体である住民組織としての地区社協、社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ区社協、市社協、さらに都道府県、全国の社会福祉協議会があります。これらの関係は、上下の関係や本店支店の関係ではなく、地域の福祉を捉える範囲が異なっているということです。

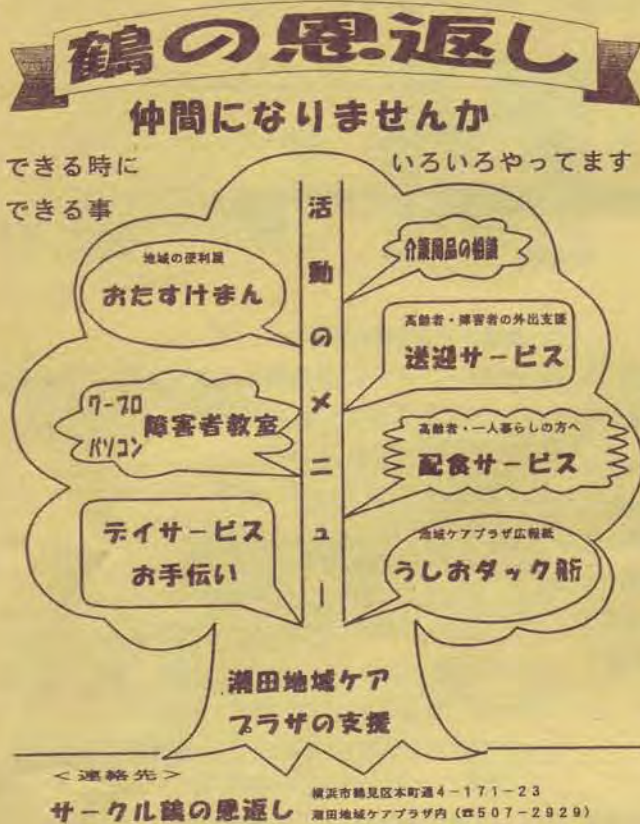
区社協や横浜市社協は、横浜市の委託事業、補助事業を行う事業体でもあり、行政組織と区別がつきにくい面がありますが、住民主体の立場で、ボランティア、さまざまな団体の主体的な参加とネットワークにより地域の自主的な活動をつくりだしていくことが本来的な役割です。

各区社協や市社協では、福祉に関する情報提供、ボランティア活動を進めるための講座の開催や助成などを行っていますのでお問い合わせください。



障害者のワープロ教室の様子

として参加した事から、学習を中途半端に終わらせないぞと、ボランティアとして「障害者ワープロ教室」を継続開催。さらに教室終了後は、習った事を忘れさせないぞと、自主グループに立上げて、学習を継続し3年になります。それでも終わらせないぞと…現在は地域作業所開設を目標に頑張っております。このように活動を単発に終わらせず、活動の中から次のニーズを掘り起こしてつなげていく…この考え方で取り組んでいます。活動項目を沢山持ち、地域の皆さんに気軽に便利に利用して頂ける、福祉ボランティアコンビニエンスを目指しております。



◇ボランティアはこうして育つ

ボランティアしたいけど…何処へいけば良いの・何処で聞けばいいの？ ボランティアしたいから講座を受けに来たのに…どうしてボランティア先を教えてくださいませんか？ 私ができるものが有るか？…こういう声を良く聞きます。やりたいのだが…何処へ行けば、どんなボランティアが出来るのか…ボランティアはそういう情報を求めています。関係者がボランティアを養成したがっている割に、こうした住民の声に応えた対策が取られておらず、貴重な機会を逃しています。

私達の活動がどうしてこんなに順調に発展出来たのか？…活動してみても幾つか気付いた事があります。一つは良い根拠地を選んだという事。二つ目は育ての親が良かった事に有ると思います。ケアプラザはデイサービスという日常業務の他に、地域啓発活動の役割を持っております。利用できる沢山の情報を持ち、場所を提供してくれます。しかしそれだけでは不十分です。適切な助言と指導という栄養と水を与えてくれる職員の対応があったからできたと思います。種はまいただけでは芽を出さないように、場所がなければ育ちませんし、場所を貸すだけでも育ちません。自分達の事は自分達でやれでは、なかなか育たないのです。芽が出たとしても、細く弱々しいものにしかありません。やる気の他は何も持たないボランティアだからこそ、良い土壌と温かい育

◆ボランティアセンター（桜木町駅前 横浜市健康福祉総合センター8階）

TEL:201-8620 FAX:201-1620（月曜祝日休館）

◆福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」(上大岡駅) 福祉・保健関係者の研修、会場の提供、福祉に関する資料の収集・提供等

TEL:847-6666 FAX:847-6667

ここにもあります「身近な地域のまちづくり」
 大曾根地区社会福祉協議会

社会福祉協議会のなかで地域における第1線にたっている地区社会福祉協議会は、横浜市に全部で239あり、身近な地域で様々な福祉活動を展開しています。ここではその一つ、港北区大曾根地区社協の活動をご紹介します。

大曾根では、昭和59年に楽しい会食と友達づくりのお手伝いを目的に、一人暮らし老人を対象にしたふれあい給食「やすらぎ会」を始めました。でも、体調が悪かったり、体が弱くて外にでられない方もあります。そこで、平成4年から会食にでられない人に対して一部配食を始め、大変喜ばれたことから、会の10周年を記念して配食活動「よつば会」を開始しました。この他に、ミニデイサービスやリハビリ教室、自宅介護をしている家族の集い、通院困難な人を送るサービス、老人会を中心とした資源回収、原則70歳以上の方を対象に銭湯を使った無料健康入浴サービスなど様々な活動があり、町内会館を活動拠点に地域の方がボランティアとして活動にかかわっています。また、社協と民生委員が中心になって緊急に手助けの欲しい時のために近隣の方々との協力でネットワークを作り、買い物やゴミ出しなどの要望に答えています。

こうした活動は横浜市のあちこちで行われています。みなさんも町内会や社会福祉協議会などに聞いてみて下さい。(賀谷)

(地区社協・区社協の連絡先がわからないときは、市社協地域福祉課TEL. 201-8616へ)

「福祉のまちづくりシンポジウム
 神奈川区で開かれる！」

神奈川区では、反町・東神奈川駅周辺で福祉のまちづくりに取り組んでおり、その一環として昨年12月6日(土)に神奈川公会堂でシンポジウムを開き約450名の方が参加しました。

「バリアの正体」という川内美彦さんの講演、障害者地域作業所の方たちの歌、パネルディスカッションなどの内容でした。川内さんの講演の内容は、まちの中のバリアはハードなバリアは無論のこと、せつかく高齢者や障害者に配慮した整備がされていても市民の使い方が悪いことで例えば自転車ととめてあって利用できないというような意識のバリア

成が必要なのです。ボランティアを育てる場合、是非この事は考えておく必要があると思います。

◇ボランティアの行く道

住民サイドから福祉ボランティアの利用を考える時、活動が単一なら…配食はA、送迎はB、草取りはC…というように、別々のグループに依頼し自分で連絡調整しなければなりません。こうした時、ボランティアコンピニエンスなら便利な筈です。しかしコンピニも品揃えの無いものには対応出来ません。もしボランティアグループ間でネットワークができていたら、自分のグループに無い活動項目を、他のDグループに…あたかも、支店間で融通し合うように利用してもらえらると思います。そうした意味で、自分のグループが持たない活動項目を、相互補完できるグループのネットワークづくりが重要であり、今後の課題だと思っています。

◇ネットワークが福祉を支える

行政・業者・地域・ボランティアと、それぞれの立場で福祉を推進していますが、何処が何をやっているか知らないのが現実です。規則や権限が有るなかでの活動には、それぞれに限界があります。連携してやっているように見えても、限界と限界のつなぎ目にはアキが出来ます。現実の生活にはとぎれ目が無いから、高齢者や障害者にはこのアキが問題になります。こうした時…行政・業者・地域・ボランティアが、互いの限界を相互補完出来る地域ネットワークがあるなら、住民は安心して生活できるのではないのでしょうか。今私が最も必要を感じるのは、地域の福祉隣人組織です。住民の隣家同士が、お互いを気遣う仕組みです。一人暮らしの高齢者宅に、昼食を配達しに行くと二週ご不在だった時、隣家の人と家の中に入ってみたら、その方が病死していた事がありました。週一回訪問するボランティアでは如何ともし難い問題です。昨夜は一晩中電灯がつかっ放しで…変だなと気が付くのは、身近な隣人です。それも無関心な隣人ではなく、互いに隣同士を気遣う隣人です。福祉ネイパークラブです。隣人で出来る事は隣人で、出来ない事はボランティアが、ボランティアが出来ない時は業者や行政が…互いの不足する部分を相互補完しあう地域ネットワークがあれば、地についた福祉が展開出来るのではないかと考えています。

◇福祉は…人にやさしい町づくりから

高齢化社会を迎え、それぞれの立場で福祉活動が懸命にやられている事に気がきます。しかし一般には福祉は高齢者や障害者だけのもの、というように思われていないのでしょうか。高齢者や障害者がバリアと感ずる事は、若者や健康な人にもバリアなのです。若さと健康が乗り越えさせているから気が付かないだけなのです。バリアのない暮らしは全ての人に優しいのです。全ての人にやさしい町であれば、福祉を始めとする生活の構成要素が平均的にレベルアップする中で、必然的に進んでいくと思うのです。この全ての人に優しい…という考えに立てば、福祉は高齢者や障害者だけのものではなく、住民全てのものであると思うのです。行政間の縦割り弊害も、住民の手に渡る前に行政間で調整されて、住民が使いやすい・住民のための施策として生きてくると思います。

そうした全ての人にやさしい町を作るために、まず地域の住民が…自分達にやさしい住みよい町とはどういうものなのかを考え、考えるだ

も大きいというお話でした。

福祉のまちづくりは障害者など特定の人のために進めるのではなく、誰もが安全で安心して暮らせるすべての人にやさしいまちづくりを実現していくことなのだということを理解することができた一日だったのではないのでしょうか。(吉田)

都市計画のキーワード「ハートビル法」



ハートビル

高齢者、身体障害者が特段の不自由なく利用できる建築物に交付されます。

本格的な高齢化社会の到来を間近に控え、高齢者や障害者が豊かな社会生活をおくるためのさまざまな取り組みが進められています。「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下、ハートビル法といいます。)は、公共的性格を有する建築物の建築にあたって、建築主が、お年寄りや体の不自由な方の円滑な利用に配慮するよう求めた法律です。

ハートビル法は、このような考え方から平成6年9月28日に施行されました。

デパート、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物(=特定建築物)の建築主(=特定建築主)は、出入口、廊下、階段、便所などの特定施設をお年寄りや体の不自由な人が利用しやすいように措置を講ずるよう努めなければならないものとしています。一定の基準を満たしたものについては、ハートビル法の認定を受けることができます。

横浜市長(政令市長)は、特定建築主に対して必要な指導、助言等を行うことができます。特に、延べ床面積2,000㎡以上のものには、この建築物に対して報告を求め、また、立ち入り検査を行うことができるとともに、具体的な指示ができるものとしています。

お年寄りや体の不自由な人が暮らしやすいまちをつくるための規定を国でも法律として定めたということに意味がありますが、義務として定められたものではないので、実際にまちをかえていくためには、個々の建築主の理解と努力が欠かせないものとなっています。ハートビル法についてのお問い合わせは横浜市建築局企画指導課(TEL. 671-2933)まで。

Q. 福祉のまちづくりって何?

A. まちの建物や道路・公園等の公共施設は、機能や効率、見栄えや経済性を重視するあまり、社会生活上ハンディキャップがある人の活用に配慮が不足していた面があります。

すべての人にやさしく、使いやすい配慮をした建物としては青葉区や都筑区の総合庁舎などが代表的な例です。また、二俣川銀座商店街(二俣川フォルテ)や新横浜駅周辺地区など、個々の建物だけでなく、道路等を含めまち全体としてさまざまな工夫を実施している地区も生まれていきます。(谷口)

けでなく実現のための行動を起こす事が必要と思うのです。前述のように、不足の部分を相互補完し、行政を巻き込んでいく運動が必要と思います。そして自分達が住みよい町は、やはり自分達で汗を流して作ろう…という事になるのではないのでしょうか。こうした考えの生涯学習グループが各地で活動しています。私もこういう方達と交流し、行政と協働しながらその一駒になって、町づくりの活動に参加しています。まずやる気のある人が、やれる事から…そんな考えで、福祉と町づくりの双方を視野に入れたボランティアに毎日取り組んでいます。

国際シンボルマーク

障害者が容易に利用できる建物・施設に交付されます



Q.「横浜市福祉の都市環境づくり推進指針」とは

A. まちをだれもが使いやすいものにするためには、建物の新築や建て替え、新しい街の整備や再開発の機会をとらえ、福祉のまちづくりを着実にすすめることが重要です。建物の入り口や廊下・階段、駐車場、トイレや道路、公園など人がよく使う場所の設計の考え方や基準をまとめたものが「福祉の都市環境づくり推進指針」です。

建物の計画が開始された段階で、担当の窓口(福祉局福祉のまちづくり課)でこれらの対策について協議・指導が行われ、建築後、基準に適合している場合はシンボルマークが交付される仕組みになっています。ご覧になったことがあるかもしれません。

しかし、福祉の都市環境づくり指針は、指針に示された基準にもとづいて建築物等がつくられることを「お願い」する仕組みになっているため、担当窓口のガンバリや企業等の理解と協力が前提になっています。新築や建て替えの機会があっても、福祉のまちづくりの推進につながらない場合もあるのが実情です。(谷口)

■担当窓口:福祉局福祉のまちづくり課
(Tel. 671-2387)

Q.「福祉のまちづくり条例」とは

A. 推進指針によるまちづくりの実績や「ハートビル法」の施行等をふまえて、横浜市では、平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を公布し、福祉のまちづくりを推進するために市、事業者、市民がそれぞれに責務を果たし協力することを定めました。現在、この条例にもとづいてまちづくりの基本となる考え方が検討されています。また、「整備基準」も定めることになっています。

今後は、条例にもとづいて指導・勧告等ができるようになり、福祉のまちづくりが一層着実に進められることが期待されます。

基本となる考え方や整備基準だけで望ましい建物ができるわけではありません。事業者の理解・協力を深め、建物を利用する人や管理・運営を行っている人の意見を建物の計画段階からの確に反映するなど、市、事業者、市民が協働し、福祉のまちづくりを様々な側面から盛り立てていくことが必要です。(谷口)

■担当窓口:福祉局福祉のまちづくり課 (Tel. 671-4049)

■元気な市民の出会いの宴・縁・円…YEN

日時:平成10年1月23日(金)18:30
場所:かながわ県民活動サポートセンター15階
主催:YENの会実行委員会(よこはまかわを考える会など)
連絡先:アリスセンター TEL 045-212-5835

川・海・緑・街・子供…などなどに興味のある人々の気軽な新年会です。資料の持ち込み、広報紙、誌の配布などもOK。互いに情報交換しましょう。

横浜丘の手・ふるさと創り21フォーラム(北部)のご報告と西部方面の会の近況

さる12月7日(日)青葉区の山内地区センターに青葉、都筑、緑、港北4区で活動している様々なグループが集まり、横浜丘の手ふるさと創りを進めていこうというフォーラムが開かれました。これは一昨年12月に都市計画局の呼びかけで全市のグループがあつまって開催した「ヨコハマひと・まち横丁展」をきっかけに、北部4区のメンバーが開催したものです。北部4区といってもお互いに知らなかった活動も多く、特に国際交流のグループと接点ももてたことは大きな収穫だったのではないのでしょうか。また、同じく「横丁展」をきっかけに西部(保土ヶ谷・旭・戸塚・泉・瀬谷)では「西部方面の会」という交流会が始まっています。2月7日(土)は1号でご紹介したひなた山をみんなで見学に行く予定です。各地域の活動についてお知りになりたい方、参加したい方は企画調査課にお問い合わせ下さい。(賀谷)

この情報誌は、「パートナーシップのまちづくりを進めるための情報誌」という趣旨に賛同して集まった市民と都市計画局企画調査課で作っています。編集会議は、同じような思いを持つ方なら、どなたでも参加できます。

また、この情報誌は各区役所、地区センターなどで配布しています。購読したい、という方には個別にお送りしますので、ご意見・ご感想をお聞かせください。

横浜市のホームページの中に「ヨコハマ 人・まち」のホームページを開設しました。この印刷物とほぼ同じ内容のものがインターネットでご覧になれます。インターネット版では、都市計画のキーワードやまちづくりのQ&Aを少しづつ貯めていく予定です。(http://www.city.yokohama.jp/me/hitomati)

第3号は、「環境とまちづくり」を編集テーマに予定しています。

編集:「ヨコハマ 人・まち」編集会議

発行:横浜市都市計画局企画調査課 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-3512 FAX 045-663-3415

*何人かの方からご意見をいただきありがとうございます。編集会議への参加、購読希望、ご意見などはこちらへ!

第2号の編集メンバーは

飯塚 慎司、大谷 聡、大貫 浩、榎山 恵美子、川澄 真知子、鴻田 益孝、重岡 昭男、谷口 和豊、松井 祐子、川崎 あや、川瀬 泰代、賀谷 まゆみ(協力者)西尾 敦史、吉田 洋子 でした。